

平成28年第2回東大和市議会建設環境委員会記録

平成28年3月9日（水曜日）

出席委員（7名）

委員長	佐竹康彦君	副委員長	根岸聡彦君
委員	森田真一君	委員	実川圭子君
委員	関田貢君	委員	関田正民君
委員	木戸岡秀彦君		

欠席委員（なし）

委員外議員（5名）

2番	尾崎利一君	3番	上林真佐恵君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
21番	床鍋義博君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（5名）

副市長	小島昇公君	都市建設部長	内藤峰雄君
都市計画課長	神山尚君	土木課長	寺島由紀夫君
下水道課長	佐伯芳幸君		

会議に付した案件

- (1) 第27号議案 市道路線の一部廃止について
- (2) 第28号議案 市道路線の認定について
- (3) 第29号議案 市道路線の一部廃止について
- (4) 第30号議案 市道路線の廃止について
- (5) 第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例
- (6) 28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情

- (7) 28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情
- (8) 28第 7号陳情 ちよこバス事業に関する陳情

午前 9時26分 開議

○委員長（佐竹康彦君） ただいまから平成28年第2回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（佐竹康彦君） 第27号議案 市道路線の一部廃止について、第28号議案 市道路線の認定について、第29号議案 市道路線の一部廃止について、第30号議案 市道路線の廃止について、以上4議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

以上4議案の審査に先立ち、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、これより現地視察を行います。

〔 現地視察 〕

○委員長（佐竹康彦君） 現地視察により路線の状況を確認いたしましたので、これより審査を行います。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第27号議案 市道路線の一部廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決めます。

採決いたします。

第28号議案 市道路線の認定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決めます。

採決いたします。

第29号議案 市道路線の一部廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

採決いたします。

第30号議案 市道路線の廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（佐竹康彦君） 次に、第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情及び28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情、以上、議案1件、陳情2件を一括議題に供します。

第20号議案につきましては、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しております。

ここで陳情を朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情

28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情

○委員長（佐竹康彦君） 朗読が終わりました。

これより一括議題といたしました議案及び陳情2件について質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほど、お話しされました下水道料金の値上げの陳情についてですけども、質問が5点ございます。一つ一つ確認をさせていただきたいと思います。

まず、今回下水道料金の改定に関しまして、私としては唐突な値上げだと感じております。今回このような値上げに至った経緯と、なぜ今改定をしなければならないのか、お聞きをしたいと思います。

また、あわせて今回の改定により軽減措置としての取り組みについて、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○下水道課長（佐伯芳幸君） ただいま3点ほど御質疑をいただいたかと思ひます。

1つ目の改定に至った経緯でございますが、財政の健全化を進めるに当たりまして、地方公営企業の経営は市にとって大きな課題であるというふうと考えております。今回の改定は、一般会計からの繰り入れに依存する下水道財政の独立採算制を高めるとともに、使用者の使用の態様に応じた負担の適正化を図り、将来にわたって事業を安定的に運営していけるようにするためのものということで改定に至りました。

2点目に、なぜ今改定をしなければならないのかについてでございますが、料金水準の適切性をあらわす指標である経費回収率が平成26年度決算で、多摩26市平均107.1%、区部では120.9%、全国平均では96.6%を下回る71.8%でございます。国土交通省が示す下水道経営改善ガイドラインにおける評価では、当市の経費回

収率のランクは71.8%ということで、80%未満であるため、3段階評価の最低のCランクでございます。このランクにつきましては、Cランクは80%以上100%未満であるBランクに早急になるよう改善を行う必要があるとされております。ちなみに、100%以上であればAランクで、本来下水道事業が目標とすべきランクとして考えております。これに近づけるため、将来の水需要を踏まえた使用者の使用態様に応じた料金設定をしておかないと、この先大きな改定が必要となります。経費回収率を早期100%水準とすることを目標にした改定が必要であるため、ここで改定をしなければならないという理由でございます。

3点目に、軽減措置に対する取り組みについてでございますが、使用料の減免措置につきましては、汚水排出量10立方メートルの基本排出量までを今料金を免除としております。それを、今後3年間、従前の基本排出量までに相当する使用料の免除をしたいというふうに考えております。

一つ前の改定をしなければならないところに、もう一つ、やはり財政の健全を図るため、下水道総合計画及び行政改革大綱に基づく計画を推進していくことが重要と考えております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 続きまして、平成12年以降、値上げはなされていなかったんですけども、この15年間、市はどのような取り組みをしてきたのか、お伺いしたいと思います。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 平成12年以降、15年間の取り組みについてでございますが、平成12年の改定後は高資本費対策として、起債の借りかえを行いました。平成17、18年度には、公営企業金融公庫借換債の発行により、約1,140万円の効果がございました。平成19年から22年度までは、公的資金保証金免除繰上償還借換債の発行により、約5億180万円の効果額がございました。平成18年度から資本費平準化債を発行し、償還期間の繰り延べによりまして、現役世代の負担軽減により、一般会計からの繰り入れ抑制を図ってまいりました。

また、人件費の削減や東京都への業務委託などにより、効果があらわれるように対応してまいりました。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほども高資本費の対策としてということで、各金額をお聞きしましたけれども、ここで人件費の削減ですけども、これ具体的にどのくらいの効果があったのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 人件費のことにつきましては、改定をした平成12年度には下水道課の職員は9名であったものが、平成26年度には7人ということで2人の人数の減ということで、費用の削減を図ってまいりました。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 続きまして、今回の改定をしない場合、しなかった場合、将来的な下水道の維持管理にどのような影響が出るのか、お聞きしたいと思います。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 今後インフラを含め、多くの公共施設の老朽化を迎える市にとって、その更新を効率よく適切に行っていくことは重要な課題であると考えております。多くの政策課題に取り組むためにも、一般会計の負担を軽減し、山積する課題に計画的に取り組む必要があると考えております。

また、適切な更新計画を作成する必要があることから、現在建設基金の残高がない状況であるため、更新事業に当たっては、使用料の大幅な改定や一般会計からの多額の繰入金に頼ることになることが影響すると考えております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 最後に、将来の下水道を維持するためには、何らかの対応が私は必要だと思います。しかし、市民に一定の負担をお願いする上で、市民の理解を得ていくためには、負担がふえた分の財源が、どのように使われているのか、見えるようにすることが大事だと思います。例えば今回の改定により、今までの一般会計の繰入金が減額になると思います。そして、その財源の一部を私は一般質問でも再三要望しておりましたが、学校や公共施設のトイレの改修や、下水道設備の長寿命化を図る非破壊検査の実施等を進めるべきではないかと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 下水道の使用料の改定をした暁に、一般会計からの繰り入れが減ったと。それを、どういうふうにするかという御質問だと思います。

市民の皆さんに御協力をいただくという部分につきまして、一般会計の負担軽減が図られれば、やっぱり将来の施設更新に備えた積み立てですとか、今御質問のございました本来一般会計の中で現在緊急度は高いけれども、やはり予算の関係で実現ができない事業というのがたくさんございます。一例を申し上げますと、学校関係のトイレの改修の要望というのは、小学校10校、中学校5校ございますが、15校から継続的に御要望いただいております。市といたしましては、やはり3・11から5年たちますけれども、もし万が一のときに児童・生徒の命を守るというのを、第一の緊急課題ということで、校舎の耐震、それから外壁、そちらを優先的に進めてまいりました。これからは、非構造部材を進めると、トイレについては皆さんからの要望も高いし、必要性もわかっていますけれども、予算がなかなか回せないということで、その後という基本的な考えで持っておりますけれども、こういう料金の改定をさせていただくということで、一般会計からの繰出金が減る、それをそちらの改修にも充てていくということで、本来一般会計ですべきところを、緊急度の高いところに回していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 今ありましたように、ぜひトイレの改修、同時並行として要望をしたいと思っております。

○委員（関田 貢君） この下水道料金の改定について、僕は大きな転換期というのが下水道事業はかかった費用に対して、ある程度の借金になるわけで、それを年度で返すということはわかるんですが、ここの平成12年度まで、12年度で改定されて以来、15年間改定されてないと、他の委員が今言われたとおりです。そういう改定の仕方に、僕はこの費用の負担の応分の負担のあり方が第4次行政改革大綱の計画で、ここを取り上げることによって、3年の見直しを実施するという大綱が生まれました。私は、この東大和市で行政改革大綱ということが、非常にインパクトを強く今回の理事者は思っていると私は思うんですね。この行政改革大綱ということの趣旨に基づいて、今までの右上がり経済の中でいろんな事業が展開され、その事業に見合った見直しという時期が下水道に限らず、それぞれいろんな見直しが行政大綱の中でうたわれたということで、行政大綱のあり方が私は東大和の今後の育成を、この行政大綱に従っていくということで、3年の見直しを実施していくということで、ここで3年後の見直しをやった。次の3年後に、また見直しをやるということで、改革を改めていくということですから、そういう見直しの中で、この料金改定が必ず議論されたときに、無駄遣いがあったところの改正をなさい、そしてその利益が出た利益は、どこへ今度は使うんだとか、それを市民に明確になさいとか、そういうのは行政大綱の改革の中で利益追求のことについては、うたわれてきたと私は思うんですね。そういう行政大綱の見直しを、例えば行政大綱がいつまで続くんだということも出てくるわけですね。見直しというのは、行政大綱があるから国の指導によって、行政改革をやりなさいと、そういうことでこういう見直しを今までの見直しの中で行われたという、この見直しのあり方が、こういう行政改革大綱の計画推進、

あるいは基本構想の中で、これにかわるものが出てくるのか。この大綱のあり方を、どのように理解、今後していけばいいのか、その辺を理事者、どのように考えているんですか。

○副市長（小島昇公君） 平成12年に改定して以来、15年にわたって改定をしていなかったという部分に起因する御質疑だと思います。

過去にさかのぼることはできませんので、過去のことは先ほど課長のほうから、お答えをさせていただきました一定の経費削減の努力はしてまいりましたが、改定については見送ってきたと。その結果が、今回の改定につながっているということで、今回の改定の一時期を捉えますと、非常に改定率が高いということで、市民の皆さんに御負担をおかけするというようになっております。今お話のございました行革大綱の中で、3年ごとの見直しということで、当然水道の使用料だけでなく、市全体の事業を行っていくときに、これが適正かどうかと、最少の経費で最大の効果を求めるためには、どうしたらいいかというのを、3年ごとに見直しというのは、引き続き実施をしていくという考えでございます。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） そうしますと、私たちが基本構想、20年の東大和の基本構想があり、そして基本計画が10カ年の計画があり、そして実施計画ということで3年のローテーションを行うとあって、単年度予算に反映するということが、今までの予算のあり方だったわけですよ。そうしたときに、そういう20年構想、あるいは10カ年計画、そして間近に迫った3年間の実施計画の中に計画がのってきて、そして単年度にその予算をその時々で反映するというので、そういう計画の中に、こういう第4次の行政改革大綱のインパクトが3年で見直し、こういうふうに言われるわけですから、そういう基本構想から始まって実施計画のローテーションも見直しを行って現在来ているはずなんです、単年度予算に反映させるために。そうすると、その計画と実施計画という大綱の重みが、僕はいつまでやるかというのを、これも一つの時代の用語の流行語だと思うんですが、そのあり方をきちっとしておかないと、実施計画の3年実施計画の意味合いと、この行政改革大綱の意味合いというのは、どっちが比重が重いんですかと言ったときに、市長、その辺の考え方を、どう説明したらいいんですか。

○副市長（小島昇公君） 行政は、やはりことしだけうまくいけばいいということではございませんので、長中期、短期ということで分けているのが基本構想、基本計画、実施計画というふうに理解をしてございます。ですから、東大和市が20年後どういうまちであってほしいかというのを、構想の中で定め、20年先だけですと、非常に具体性がないので、じゃあ10年後どうですかというのを計画で、ここから3年間どうしますかというのを、実施計画で計画をして、そしてそれぞれの年度を議会のほうで、予算について御審議をさせていただいて、議決を賜って、来年度どうしますかという意思決定をしていきます。そして、またそれとは別途、やはり行政改革を進めるというのは、今市に求められている最少の経費で最大の効果を上げていくと、民にできるものは民にお願いするという流れの中では、当然どちらが重いということではなくて、両方を尊重しながら今後も進めていくという考えでございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（根岸聡彦君） 1点だけ、今回の改定ですけれども、当然下水道会計の健全化を図るということは、非常に大切なことだと思います。御説明の中では、平成35年ごろに経費回収率が100%達成されるというような見通しを立てておりますが、これは特別な事情がなければ、今回の改定をした後に、新たな改正はせずに到達

できるということでよろしいのかどうか、確認をお願いします。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 全協の資料で、3ページのところの表2の下水道財政の見通し及び4ページ目の通算の経費回収率の見通しをごらんいただきますと、ここの資料にお示したように、新たな投資を抑制した場合は、特別なことがなければ平成35年ごろ100%水準となることを見通せるものでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 今回回収率を100%にしていきたいというところが目標だと思うんですけども、私はやっぱりこれは一方では、かかったものを全部手数料で集めれば、幾らでもかかっていく可能性というか、そういう危険性もあると思っているんですね。どれくらいかかっていくか、将来例えばまた更新だ、いろんな改修だということで、経費がかかっているから、それを100%回収したいから、また値上げしますというふうなことになってしまえば、やはりいつまで値上げが続くんだという不安もたくさんあると思いますので、将来的にどれくらいかかるのかとか、これまで東大和の下水道料金が、ここで多摩地域でトップになってしまうという、高い理由とか、そういう中身をしっかりと示していかないと、納得がいかない問題ではないかなと思います。

全員協議会の中でも、いろいろ御説明があったと思いますけれども、委員会の中の審議は今回が初めてです。少しお伺いしたいですけれども、まず東大和の下水道料金、汚水処理費の高い理由というのは、その中身の問題だと思うんですけども、そこを詳しくわかるように教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 汚水処理費の高い理由とのことでございますが、全員協議会でこれまでも御説明したことでございますが、東大和市の場合は昭和51年から下水道整備に取りかかってまいりました。その後、後発であったことから、急激に整備を進めた関係で、そのときにかかる資本費ということで高額の総務費というんですか、資本費が投入されることになりました。その主な財源は、市債を発行しております。当時の利率が、今よりもはるかに高い5%以上のものが、かなり多くを占めまして、そのような事業費が重なったことにより、この汚水処理費が大きく今も高くなっているという実情でございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 要は借金を返していく費用が、かなりの割合を占めているということだと思いますけれども、今後返済の見通しというか、将来的にはどれくらいまだ残っていて、またそれプラス、これから改修ですとか、更新ということが説明の中でもされていましたが、それにかかるような費用というのは、今後どれくらいかかるというふうに予想されているのか、具体的に教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） まず、現在の市債、市の借金の残額でございますが、平成26年度決算で約114億円の金額が残っております。これが、将来的には（2）推計を出しましたが、平成36年度ごろには新たな借り入れを抑えた場合ということでいきますと、おおむね50億円台ぐらいまでには、金額が下がってくる推移がございます。将来的な費用的なものにつきましては、具体的な今数字という中では、下水道総合計画の中に長期の改修事業としまして、平成37年度以降に平成52年までの期間の長期ですが、約134億円ほどの更新費用がかかるという推計は出ております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 36年度ごろまでには、かなり下がってくる、公債費が下がっていけば、私は経費回収率というのが100%ということを決めてきた場合に、公債費が下がっていけば、値下がりもあるのかなというふうに考えているんですが、また新たなその後の更新にかかるということなのか、100%を回収率というのが超えていく状態が続いた場合に、回収率を値下げしていくのかということが1点と、あと一般会計からの繰入金

を減らしていくということなんだと思いますけれども、法定内繰入金というのがある程度認められていると思いますけれども、それがその部分まで含めて100%回収と考えているのか、その部分は法定内繰り入れは認めて、それ以外のところでの一般会計からの繰入金を減らそうとしているのか、そのところの考え方を教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 経費回収率の今後ということでございますけれども、現在の水準が余りにも低過ぎます。それで、公債費が減っていった、その減るのを待って改善を図るというスタンスでおりますと、既に維持管理をしていかななくてははいけない。また、後の更新、改築に備えていかななくてははいけないといった状況には対応していきません。公営企業は、やはり今あるインフラを安定的に使用していかななくては意味がないこととなりますので、そういったことを考えますと、経費回収率の改善を図り、もし100を超えるような状況になった場合には、今後の改築等に積み立てていくといったようなことも、積極的に考える必要があるというふうに考えております。

ただ、そのところの考えなんですけれども、その前に基準内繰り入れまでについてというお話がございましたけれども、当然基準内繰り入れにつきましては、総務省で一般財源を充てることを認められている経費でございますので、その部分の繰り入れを抑えようという考えはございません。基準内の繰り入れを軽減し、一般会計の負担軽減を図りたいというのが考えでございます。

それで、今後の下水道運営についてでございますけれども、公共料金の算定については、総括原価方式が原則になっております。ですけれども、下水道料金の設定の考え方の中には、今後の改築に関するものを、どう充てていこうかというのが現在明確になっておりません。そのようなことから、電力であったり、水道であったりする公共料金につきましては、そういう改築に要する更新的なものが事業報酬が入っています。事業報酬という、ちょっと誤解があるんですけれども、単なる自由に使える利潤ではなくて、将来の改築に当たるものまでも、きちんと見るといものが制度上備わっておりまして、各事業法によって、それを見なさいということによって言われています。当然公共事業を安定的に運営していくためには、そういうことが必要だということではありますが、下水道については現在のところ、まだその考えがはっきり確立されてない。ですけれども、全国の自治体でも既に100%概成に近い状況が出てきておりまして、問題になっているのは、大量更新の時期を迎えているということでございます。そういう中では、的確に今後そういうものを見込んでいかななくてははいけません。環境の変化がございますので、そういう環境に対応していくのも、地方公営企業の適切な事業運営にとっては、大切な部分であるというふうに認識をしております。そのようなことから、プラスになったような状況等を把握するためにも、先ほども御質疑ございましたけれども、3年ごとにきちんとその状況を検証し、その時点でどういうことが必要かということを見きわめて、料金の設定を議論させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） そのような仕組みとか、将来的にどれくらいかかるかというところがわからない中で、値上げだということばかりが先行して伝わってというか、もちろん生活をしている身としては、その金額というのが非常に大きなことではあるんですけれども、やはりこの下水道事業を運営していく上には、これだけ必要なんだというのが、やはりきちんと今までもそうだし、これからのこともこれだけかかるというようなことを、きちんと私はもっと市民への説明が必要なんではないかと思えます。下水道審議会のほうからの答申でも、附帯意見で市民への説明ということが書かれていたと思いますけれども、市民の方への説明というのは、

これまでも説明会されていたと思いますけれども、その様子ですとか、それから今後については、どのように考えているか、お伺いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 下水道使用料審議会で丁寧な説明を努める必要があるというふうに、附帯意見を付されております。この中には、改定するとき、そのこと時点でその状況を説明するという事だけを含まれていることではございませんで、下水道が生活に果たしている役割、どれだけ環境に寄与しているか、今後どういふことで維持管理していくのに、どのくらいの費用がかかるかといったようなことも、ふだんからきちんと説明する必要があるだろう。高資本費対策を行ってきたこと、また資本費が高くなかなか返し終わらないというような状況について、すぐ返してしまえばいいのではないですかという市民からの説明に対しても、今回の説明会の中でも一度借りたものを、ルールの中で返さなくてはいけないので、ぼんと返すというようなことが、必ずしもできるものではありませんといったようなことを説明していけば、そこで理解して下さるといふような場面もございました。そのようなことから、やはりふだんから下水道の大切さ、それから今後問題が起こらないように維持していくための必要性といったようなことを、あわせて説明をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） ごみ対策課のほうで、ごろすけだよりというのをを出していたと思いますけれども、非常に私はいいなと思いますので、そういった何か周知をもっとできるような方法を考えていただけたらいいと思います。

それから、あとはもう1点、以前いただいた資料の中で、有収汚水量というのに対して、不明水というのが書いてありまして、平成26年度は不明水の量が非常に多くなっていて、その量がふえると負担額もふえるのではないかなというふうに考えるんですが、この不明水のことについて、どういうものなのかということと、それに対する対策というか、対応はどのようにされるのか教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 不明水でございますが、これは污水管渠の中に污水以外の水ということで、雨水や湧き水などが何らかの形で管に侵入することによりまして、ふえる量が不明水ということでございます。これにつきましては、東大和市だけの問題ではなくて、流域関連の9市との共通課題であるというふうにも認識しております。また、不明水の量が26年度は平成25年度に比べまして、かなり大きくふえている状況がございます。これらのふえることによりまして、流域下水道にお支払いする維持管理負担金にもはね返ってきますので、これらの量を減らすことが課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（森田真一君） 3点ばかりお伺いしたいと思っています。

一つは、市民生活への影響との関連で、この間も一般質問でたまたま私取り上げたものですから、触れさせていただきましたけれども、この間市民所得減少している中で、今回大幅な値上げを提示されているということで、市民からどういふ反応があるかということを一、まずお伺いしたいと思います。

それから、次に収入不足ということがありますので、この解消策ということで、今実川委員からも触れられたところでございますけれども、有収率をどう上げていくのかということでは、前も質問されていた方に対して、例えばカメラ調査なんかをやったりとか、具体的な取り組みが幾つかこの間やられたと思うんですけども、今26年度の資料を見ますと、有収率85%ぐらいのところをいっていますから、15%ぴったりとまでは言わないまでも、

例えば10%ぐらい上げた場合、回収率の改善も大幅に進むのではないかなと思うんですけども、そういう技術的な余地があるのかどうか。また、それを達成するとすれば、どういうことが課題になるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、3点目にこれもさきに触れられましたけども、一般会計からの基準内繰り入れ、基準外繰り入れという区別があるわけですけども、この間総務省がその基準については、逐次改定をされているかと思います。この基準の改定によって、今回の改定を必要とするようなプラスやマイナスの影響があったのか。また、決算にはどういうふうに反映をされたのか、3点お伺いしたいと思います。

○下水道課長（佐伯芳幸君） まず、1点目の市民の方から、どのような意見や問い合わせがあったということでございますが、下水道使用料金につきましては、生活に密着する公共料金ということから、1月に開催しました説明会でも、改定については厳しい御意見がございました。また、再検討すべきだという意見もあった中で、こういう意見もございました。平成12年から、なぜ見直しを実施してこなかったのか。今後運営に当たっては、もっと低コスト、効率化を図って、もっと職員のスキルアップに取り組むべきではないか。また、15年間改定をせずに、受益者として恩恵を受けてきたので、改定はやむを得ないではないか。一般会計の負担を減らすことは大切なことではないか。また、きちんと維持管理を行うことで、事故のないようにしなければならないではないかと。あとは、改定はもっと早く行うべきであったと。今回改定をしなければ、今後子供や孫の世代への影響が大きくなる。今後のことも考えると、使用料の少ない方にも影響は仕方がないのではないかと。今後は、このようなことがないように、定期的に見直しの検討をすべきであるというような意見が寄せられております。

2点目の不明水の解消につきましては、この対策としましては、市としましては、現在も適正な維持管理ということで、市内の管渠の調査を図ること、また清掃することによりまして、管のふぐあい等が発見された場合には、その都度適正な処置、補修等を行いまして、不明水を減らせるような対策をしております。これらが改修が図られていくことによりまして、不明水の量が減りますと有収率が高くなります。そうしますと、今まで使用料で賄わなければならない污水处理費が下がることが考えられますので、委員がおっしゃるように、経費回収率が大幅まではあれですけれど、改善していく余地は残されているかと思えます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 3点目の基準内繰り上げのことでございますけれども、これにつきましては、毎年総務省が全国の地方公営企業に対しまして、その経営状況を把握するために、一律の調査を行っております。そういった中に、積算する内容として基準内繰り上げとして認められる経費は、こういうものだというようなことを通知してきますので、それは毎年多少変動がありまして、今ちょっと細かいデータはないんですけども、それに基づいて出しているものでございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 答弁漏れかもしれないんですけども、ちょっともう1回伺っていいですか。

その有収率を上げるために、具体的に手だて、さっき例えばカメラ調査だとか例示をしましたが、それをやるに当たって人の手というのが、どうしてもかかるわけですよね。先ほどの報告ですと、この間人件費削減するために人も減らして、最小限の体制で努力されたというお話しされていましたが、逆にひっくり返して言うと、そこどころで手がなくて、十分な維持管理に人をつけられなかったというようなことは、心配としてはないのかどうかということをお伺いしたいと思います。と申しますのは、国会でも全国で、そういうようなことが問題になって、技術職員が不足しているから、やっぱりそこをちゃんと手当してほしいという話が

出ていたんですね。東大和の場合、具体的にはどうなのかというのを、今伺わないとわからないわけですけども、一般論としては、そういう傾向があったのかどうかということも、ちょっとお伺いしておきたいと思いません。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 行政改革の推進によって、市全体の職員を削減してまいりました。そういったことで、経費を切り詰めてきたということがありますがけれども、ことこの下水道事業について、先ほど人が減っている中で、きちんとした維持管理ができていくかというようなことにつながるとは思いますけれども、なかなか専門的な調査でもありますので、そこにつきましては、やはり専門的な技術、また知識を持っている専門業者に委託していくということで、きちんと先ほど課長から説明ありましたように、市内を6つのブロックに分けて、順次調査をしているということがございますので、異常が発見されたところは、カメラを入れてきちんと原因を探るというようなことで対応しております。全国的に技術職が少なく、インフラの維持管理、または点検に支障があるというようなことが報道されていますけれども、国土交通省のほうでも、そういったことを防ぐために、いろいろとアドバイスもしてくれますし、相談にも乗ってくれます。また、最近では交付金対応にしていくというようなこともございますので、そういったことをいろいろとアンテナを張っておきまして、調査等に効率よく、そういう交付金を使っていくなりして、間違いのない対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 今交付金もつけて、国もそういうところは手当てしていくというお話をされました。そうしますと、一旦この費用としては当座出ていくものがあるけれども、その中には交付金が後から入ってきて、実質としては費用としては削減されると、こういう関係はほかのものも含めて、下水道会計一般の中には、中にはどれぐらい量があるのかわからないけれども、あるということで理解してよろしいんですね。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今後の維持管理に関する経費の中には、そのような調査も含まれていますので、そういったところに充てられる特定財源については、工夫して充てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（森田真一君） そうしますと、この改定案の中では汚水処理費の原価といったものなんかも、差し当たって調査に使った費用とかは、一旦経費として多分算入されているんじゃないかと思うんですけども、その交付金の分というのは、特にそこでその場で差し引くというような考え方ではないかと思っていいいわけですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 予算を組むときには、歳入予算と歳出予算を見ておりますので、そこでの差し引きという形になります。交付金につきましては、長期にわたってどういう委託の調査に、どこまでがつくかといった見込みを、まだ行っていませんので、今後そういったものが、どう影響してくるかというのも、見ていくのであればシビアに見なくてはいけないと思っておりますけれども、現在そのようなここで全員協議会の資料で、お示ししてきた中には、そういったものは含まれていないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） それでは、第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例に反対、28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情並びに28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

第1に、使用料については同じ地方公営企業であっても、水道法では先ほども御紹介がありましたとおり、適正な原価に照らして、妥当なものであることとしているところ、下水道法では適正な原価を超えないものとして、同一の基準とはしておりません。下水道料金は、料金体系に所得の多少が反映されないため、機械的な独立採算制で使用料を設定すれば、生存に必要な最小限の利用をも保障できなくなります。市民の所得が減少している中で大幅値上げとなることは、一般質問でも申しましたが、総務省の調査でも勤労者のうち2人以上世帯では、実質可処分所得は30年前以下の水準にまで落ち込んでおり、年間収入階級別の世帯数は東大和市では、平成25年までの10年間に年収300万円未満の層が1.4倍も増加しております。月額では、わずか数百円の負担増でも、今の市民生活の実態に照らせば、このまま平均3割、また一部では6割以上にもなる今回の値上げ案は、市民の理解を得られるものではなく、陳情の趣旨はもったもたであると考えます。

第2に、今回の料金改定は15年ぶりの見直しとされておりますが、実際には一昨年の消費税8%への増税に伴う値上げが行われたばかりであり、28年より平均3割の値上げが実施されれば、次には29年度の消費税10%への増税により、また値上げと、連続値上げが続くということにもなります。値上げが段階的に行われれば、負担感が緩和されるという意見をされる方もありますが、このとおり現に連続値上げとなれば、そうも言ってもらえないという状況ではないかと思っております。今回の値上げと同時に、32年度以降の公営企業会計の法適用化が総務省から示されているところではありますが、標準的な料金として示されている額は、現在のおよそ倍の月3,000円以上であることから、使用料の自己負担を前提とする料金体系を一層進めることを漫然と認めれば、際限のない値上げの連続となることは明らかです。

第3に、12月全協資料の3ページの表にあります下水道財政の見通しでは、経費回収不足額を35年度までにゼロにすることを収支の指標として、使用料単価を設定していますが、総務省自身が24年1月27日付で通知をしております地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取り扱いについてと題する文書の中で、次のように言っております。地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものであるが、当該料金は公正・妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎として、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬものであること。この場合の原価は、営業費、支払い利息と経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な運営を確保する上で、必要な資金を内部に留保するため、料金には適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。こういった通知を出しております。この通知を素直に読めば、この値上げ案の提案のもとになっております経費回収不足のみに着目した計算をもとにした提案は、出発点からして考え方自体に問題があるのではないかというふうに考えております。

以上、3点を指摘しまして、本陳情に賛成並びに第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例に反対をするものです。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに討論はございませんか。

○委員（実川圭子君） 第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例に賛成、28第10号陳情及び11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情に反対の立場で討論いたします。

下水道の整備が必要なことは、誰でも生活している中で実感していることだと思います。一方で、そのための費用に税金と利用料が、どのように使われているかということは、市民に十分に知らされてはいないと考えます。説明を尽くしたとは言いがたい状況ではありますが、今後の市財政を考えた場合、やむを得ない改定だと考えます。節水の努力をすれば、処理費が大きく減るというわけにはいかない仕組みであることは、なかなか伝わっていません。経費回収率100%を目指すことは、同時に将来的な経費の増大があれば、それに伴い手数料がふえ続ける危険性もあると考えます。更新計画や下水道総合計画に基づき、しっかりと進めていっていただきたいと思います。経費回収率100%は、料金改定の根拠には私はならないと考えます。3年ごとに見直しときには、長期にわたる費用をしっかりと示していくことを求めます。15年間改定してこなかったツケを市民に負担していただく以上、今後とも財政状況をしっかりと説明していくことを求め、討論いたします。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐竹康彦君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐竹康彦君） 起立少数。

よって、不採択と決します。

採決いたします。

28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情、本件は先ほど不採択と決しました28第10号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、よって、本件をみなし不採択といたします。
暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時31分 開議

- 委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
-

- 委員長（佐竹康彦君） 次に、28第7号陳情 ちよこバス事業に関する陳情、本件を議題に供します。
朗読いたさせます。

- 議会事務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

28第7号陳情 ちよこバス事業に関する陳情

- 委員長（佐竹康彦君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

- 委員（根岸聡彦君） 1点だけ質疑をさせていただきます。

陳情趣旨の中で、運行ルート、乗車運賃見直しの即時実現に向け、また諮問委員会の一つとして懇談会の設置、それからまた毎月1日と15日を運賃無料の利用促進日という記載がありますけれども、それらの内容につきまして、担当部局の御見解はいかがでしょうか。

- 都市計画課長（神山 尚君） 3点について、お答えいたします。

まず、1点目のルートや運賃の見直しの即時実現について、こちらでありますけど、現行のルートにつきましては、まずは利用者をふやすための促進策を実施したいと考えております。現在交通会議で検討している利用促進策、大きく2点ほどございます。

1点目が、循環ルートの起終点を市役所から上北台駅に戻すことにより、市役所での停車時間を短縮いたしまして、循環ルートの市役所を超えての利用の利便を向上させるということです。

もう1点が、循環ルートの市役所での停車時間を短縮することにより、循環ルートと往復ルートの乗り継ぎの時間帯、待ち時間を短縮させることを考えております。

2つ目の諮問委員会の一つとしての市民懇談会の設置についてでございますが、諮問委員会の一つということになりますと、条例設置が基本になってくるかと思えます。したがって、委員の選任の必要が生じまして、固定の委員の御意見を聞く場となると、そういう場だというふうに考えております。都市計画課では、市民協働の観点から、誰もが参加できる地域別懇談会や説明会、出前講座を通じまして、委員の枠にとらわれない個人の自由な意見を伺うことにより、地域の課題や考え方を捉え、これを地域公共交通会議に上げていくことが大切だと考えておまして、従来からこの立場に変更はございません。

なお、当市の地域公共交通会議におきましては、市民意見を反映させるため、近隣市に比べて多い5人の市民委員を選任しているところでございます。

3点目ですけど、毎月1日と15日を運賃無料の利用促進日とすることについてでございますが、無料の促進日の考え方につきましては、乗ったことのないお客様に御乗車いただき、これを継続利用につなげることを目

的にしていることかと思えます。しかしながら、無料日の固定化はふだんからちょこバスを利用しているお客様が通院や買い物の予定を、うまくこの月2日の無料日に合わせて利用するなど、目的と異なる利用が予想されます。生活パターンを無料運行日に合わせた利用がふえますと、利用促進のための無料日ではなく、単なる無料日となり、固定客の運賃収入の減少を招くことが危惧されると考えております。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 4点ほど質問をさせていただきます。

昨年のルート変更を行いましたけども、この変更前と変更後の状況を聞かせていただきたいと思えます。

○都市計画課長（神山 尚君） 前年度との比較ということで、お話しさせていただきますと、人数につきましては、前年度の約92%という状況です。

それから、収入につきましては、前年度の150%という状況になっています。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほど、改善策という部分もありましたけれども、今その現状を踏まえて、どういう改善策があるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○都市計画課長（神山 尚君） 改善策、先ほど2点ほど申し上げました。それ以外に、今考えていることと申し上げますと、往復ルートの沿線でこし総合福祉センターの開設も予定されておりますので、こういったことを契機とした利用促進にも取り組んでいきたいというふうにも考えております。

また、経費の関係でございますけれど、今現行で天然ガス車が1台ありまして、天然ガスの給油所が今昭島のほうになっておりますので、その辺も車両の関係をちょっと検討しまして、経費削減につなげていくようなことも考えていきたいというふうに思っております。

また、往復ルートも含めまして、利用傾向が少ないという御指摘もございますので、沿線の地域に入って利用状況の説明なども、そんなことも検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 免許証の返納制度でございますけれども、これは高齢化に伴い安全対策の一つとして推奨することが大事だと思うんですね。そこで、ちょこバス利用者をふやすことも大切だと思いますけれども、それに対してはいかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 高齢者の免許証の返納につきましては、それなりの推進という立場で警察署と連携をとってPR等には努めております。しかし、また東大和の地域性等がございますので、安全に運転できる方は積極的に運転されていてもいいのではないかと。また、車の技術開発も重大な事故を起こさないような技術開発も進んでおりますので、そういったことも加味して、総合的に考える必要があるというふうに考えております。このちょこバスの利用促進のために、そういった返納者に対するの措置ということでございますけれども、それについては先ほど申し上げましたけれども、いろんな取り組みの総合的なことを、もう少し研究させていただく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 最後に、先ほど陳情者からも出ていましたが、無料化の件ですけれども、利用者拡大、認知度拡大のための運賃無料の促進なんですけれども、これは一つの施策として有効だと私も思います。日にちを限定するというのも一つの得策だと思うんですけれども、市の行事に絡めて行うことにより、より多くの利用者が期待できると思えますけれども、この点に関しては、市の考えはいかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 無料日の設定でございますけれど、新規のお客様に乗車していただき、便利さを実感してもらうという点におきまして、利用促進の一つとして検討の余地はあるのではないかとというふうには考えております。他市においても、親子連れの利用促進するための夏休み中の期間の子供料金を無料にするなど、取り組みをやっているところもありますので、そういった事例を参考にしながら、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員（関田 貢君） 今回提案されているちよこバス事業については、平成15年からスタートして、そして21年9月に、そして27年と、今回二度にわたって改定が行われているということなんですね。その期間を見ますと、このちよこバスの問題については、市民が非常に関心が高く、この6年間の見直しの期間、6年、6年の見直しを僕はもっと早めたほうが、3年なら3年という見直しの中で、こういう時期の検討、いろんなこと、傍聴者がきょうの説明会でも言われた——いろんな提案されています。こういう提案を実施すると、こういうことはいいことだと、市民の声を即反映するとか、バス停がここじゃぐあいが悪いから、こっちに移動してくれと言われたときに、この期間が示されていないんですね。ただ、次の期間はいつ改定するかということ、例えば僕は期間が明示できるならば、6年間のスパンでは今の現時点では長いと思っています。それを、3年なら3年、あるいは2年なら2年というスパンで見直しをして、いいところをどんどん改定していきますという、斬新的な提案がされていないと、6年間こういう気持ちを持ち続けると、市民に不安感を与えて、ちよこバスの利用度をふやすどころか、マイナスになっていっちゃうという僕は心配しています。その辺のことで、見直しをする期間を、きちっと今これを見ると6年間になっていますけれど、3年とか、2年とかという見直しの期間の設定は考えたほうが私はいいと思うんですが、その辺どのように考えていらっしゃいますか。

○都市計画課長（神山 尚君） コミュニティバスの見直しの関係ですけれども、今現在コミュニティバスの運行に関する基準などを定めましたコミュニティバス等運行ガイドラインを策定中でありまして、この中で見直しの検討についても規定しようというふうには考えております。現在ガイドラインは案の段階でございますけれども、運行開始後利用状況の調査、地域との協働などを踏まえた利用促進及び経費削減などの取り組みを行い、運行開始から二、三年が経過した時点において、運行基準と照合を行い、さらに必要な対策を講じることとしております。見直しにつきましては、これらの段階を経てからと考えております。ただし、今現在実行できるような市民からの要望もございます。例えば循環ルート在市役所での待ち時間、長いので、何とかしてくださいとか、そういった要望につきましては、できるだけ早い時間で実施したいというふうには思っております。

以上です。

○委員（関田 貢君） 私は、こういう公共ルートで一定の期間とって、早く改定しろと言っても、これ申請主義ですから、地域交通会議という会議もルールで、規則で改定をするときに、バスの運輸省かな、こういう手続行為があって、それが手続行為が1年もかかるものを1年以内に会議をしろというわけにもいかないし、そういう手続行為の実施を、また1年なら1年間検証しなきゃいけないということがあるから、そういう検証の時間も踏まえてやると、例えば手続が陸運局で1年かかると。そして、実施期間を1年見れば2年かかる、最低2年ローテーションぐらいの見直しはするとか、そういうことをきちっと発表しておかないと、市民の皆さんは過去の例でも、私なんかは向原・新堀地区を巡回してよかったと、それが次の27年度では廃止になっちゃった。必ず廃止になると、廃止になった区域は必ず代替措置を言われるんですよ。そうしたときに、言わ

れた代替措置との検討期間とか、あるいは新しくルートを検討するとかといったときに、2年後にもう一度見直しがあるよというふうに言えれば、また2年間の間に市民からのいい知識を、提案をいただくという時間もあると思うんですね。今のこの6年のスパンで物事を考えていくと、こういう陳情者の意見は積もり積もって、たくさん意見に膨れ上がって、こういう陳情が絶えなく僕はなると思いますよ。必ず近く通った人と、行程を外されたところというのは、必ず正反対がありますから、そういうことを踏まえて、僕は改定時期を明示すべきだと私は思うんですが、再度確認します。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほど、都市計画課長のほうから、ただいま策定中のガイドラインの内容について説明をさせていただきました。ガイドラインにつきましては、運行している状況を検証し、必要があった場合、どういったことをやっていこうかということ、あらかじめ皆さんにお示しして、事前に明示をした中で皆さんと一緒に考えていきたいと思いますということを含んだ内容のものでございます。それと同時に、公共交通としての役割を、どう担っていくのがコミュニティバスで、それを補完する地域の交通、地域交通をどのような形で市民の方たちと一緒に協働で考えていこうかといった方向性を示したものでございます。

それで、見直しの時期の御質疑をいただいておりますけれども、たまたま今まで2回の見直しが、ちょうど6年スパンというふうにはかれますけれども、市内の公共交通を考えた場合に、6年ごとに見直していこうというこの計画があって、公共交通網を考えているわけではございません。市内の軌道系の駅、鉄道駅とモノレールになりますけれども、そういったところと路線バスの公共交通網を補完する形でコミュニティバス事業を行っております。そこについては、やはり継続して運行できることが必要だというふうに考えておまして、その継続のために、やはり皆さんに御利用いただけるような継続のためには、どういったことを考えていく必要があるかといった姿勢で、今後必要な公共交通をいかに継続させていくかといった視点で、考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 市民の方の意見を、どのように取り入れるかということで、諮問委員会というのは選任制だったりとか、条例が必要だったりということで難しいんじゃないかということで、担当課のほうでは地域別懇談会や、そういったことで、これまでもやってきたし、これからもやっていくというようなお話だったと思いますけれども、今回のルートを変更するに当たっては、地域別懇談会もかなりの回数をやっていただいたと私も思っていますけれども、ただそのときの意見が、やはりどれだけ反映されているかということ、私はちょっと疑問なところがあるのですが、市としては、そのあたり出た意見を公共交通会議に持っていくということだったんですが、それをどのように反映されているというふうに考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） ルート改正に当たりまして、地域別の懇談会等を実施しておりますが、さまざまな意見をいただいておりますけど、主なものとしましては、1時間に1本の便が欲しいとか、東大和市駅とか、玉川上水駅のほうに乗り入れていただきたいといったような御要望をいただいております。これについては実現できていると考えております。

以上です。

○委員（実川圭子君） 例えば湖畔で開かれた懇談会に私参加したんですけれども、あのときには自治会の方もアンケートなど事前にとっていて、具体的な提案などもされたと思いますけれども、そのあたりはどのような検討で、結局はそういった意見が私は余り反映されていないんじゃないかなというふうに考えているんですけれ

ども、そのときに出された意見などは、その後どのように検討したというか、そのあたりを教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 地域別懇談会であったり、出前講座、さまざまな御意見をいただいております。要望が多いところがございますけれども、公共交通を走らせるには、やはり走ってほしいと思うところを、なかなか車両を走らせることがいろんな制約があってできない部分もございます。説明会等では、そういったことを説明しながら、今湖畔の例をいただきましたけれども、湖畔地域では早くから地域の方たちが、どう交通が必要だというような検討をされているということでございますので、今後今あるちよこバスを補完して、どう地域交通を考えられるかといったようなところでの検討が進んでいるというふうに聞いています。また、そういったところに市もオブザーバーで参加していくというようなことを考えているところでございます。その辺につきましては、ガイドラインの中で、こういったことを進めていこうという方針を打ち出しておりますので、それに基づいて検討を進めていく。また、地域の方たちと連携を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員（実川圭子君） 湖畔の地域については、継続して検討されているようなんですが、その地域別懇談会、ほかの場所で参加したときに、参加していた方が意見を言っても、どうせもうルート決まっているんでしょうみたいな、意見がなかなか反映してもらえないというような感じを持っている市民の方が、私はまだまだ多いんじゃないかなと思いますので、そういったところは、これからやはりいろんな形で市民との一方的に説明するのではなくて、一緒にどうするのが一番ふさわしいのか、私はちよこバス自体なかなか今の状況を見ても、厳しい状態だというふうに思っています。もっともっと改善が必要だと思いますけれども、やはりそこに利用する人の意見が、しっかり反映してなかったら、やはり利用も進まないと思いますので、そのところをうまくもっと、地域別懇談会開けばいいというものではないですので、意見がきちんと反映されるような形で、今後やっていっていただきたいと思います。ちょっと、これは意見です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑ございますでしょうか。

○委員（関田正民君） この15年にやったときのルートの、一番最初の選考委員の委員の1人として、非常にこれルートを決める難しいんですね。それで、最終的に八周りになったんですが、それでもやっぱり私たちは自分で車で走ってみて、次に高齢者を優先ということで、湖畔を抜くわけにはいかないなということで、またそういうところにしようって自分たちは、議員が8人いたのかな、あのとき。それで、みんなで各自車で走って回って、それで結局最終的にはみんなで寄せ合って、走るようになったんですけども、それでもやっぱり外れた地域の人たちは、私たちが悪く言われるわけですよ。それは、何やってもそうなんですよ。よく思う人もいれば、悪くなる人もいる。でも、やっぱりそういうことをいろいろ考えていると、今ここでも理由に挙がっていますけど、予算が年々ふえていくと。確かに、ふえているんですね、乗客が少なくなっただけから。でも、これ非常に難しく、自分でもいまだに答えは出ないんですけど、あそこを通そうかという、今度は警察であそこは通学路だから通れませんよという規制がある。関田 貢さんが言うように、運輸省もあり、とにかく規制だらけなんです。一番通れば一番あそこ、老人が多いからいいんじゃないかという、いやそこは通学路になっているから通れませんという警察の規制が来る。だから、本当に通れる場所というのは、本当にごく限られちゃうんですね。だから、そういうことを市民の人たちに、懇談会があるときには、やっぱりそこから1から説明しないと、みんなでき上がったマップきり見てないから、だから皆さんそういうとだんだん今度は、こういうひつまぶしの会の人たちも、そういうところを本当にまた違う案が出てくるんですよ。本当

に、そういう苦勞、規制というものを、だからうちから全部出して、そこで本当に懇談会しないと、本当にいいものがないと思う。

それから、さっき言うように何年かの、6年じゃなくて3年なら3年、そういうのに申請をしていけば、相当やっぱりいろいろな案が出て、すぐまづければ変更もできるし、交通会議からそれを通さないと、やっぱり法的に無理ですから、またそういう人たちにはそういう人たちのちゃんと説明をしておいて、いわゆるガイドラインをつくっていけばできるわけですから、とにかくこのバスを動かすというのは規制が多過ぎるんですよ。規制が外れれば、もう本当にどこでも走れるんですよ。だから、それを規制も考えないといけないし、今だんだん法律も変わってきていますから、その辺もよく行政のほうで考えて、もう一つバス停もちょっとお金かけ過ぎだよ。だから、こういうお金食うんだし、変更するんだったら、いいものをつくっちゃったら無駄になるだけです。確かに、利用者はベンチがあればいいんだけど、屋根もあればいいんだけど、それはもう一生のものになっちゃうんだから、それは利用者の人たちに我慢をしてもらおうとか、そういうことをしないと、だからやっぱり懇談会、今このままでいいかなという人も、言っていくとわかるんだけど、ちょっと過激だから、私は賛成はできないんですけど、そういうことを、こういう声もあるのは事実だから、ちゃんと懇談会というものは、そういうことだと思うんですよ。ただ希望を聞くんじゃなくて、自分たちの行政の都合も聞いてもらって、それでその中でどれがいいだろうということ、そういうことだと思います。これは答弁要らないです。

○委員長（佐竹康彦君） 御意見ということで、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

○委員（森田真一君） 一つは、これは意見になりますけども、諮問機関を設置してということになりますと、条例上だとか、そういった制約からして非常に限定的で、これは本当に広く市民の意見を生かすということだと、どうなのかなというふうに思ったところです。今課長からの答弁では、従前どおり、さまざまな集まりを地域で設けて、ガイドラインも整備して、地域公共交通会議に反映させていくという趣旨のお話をされていきましたので、その現状その地域交通会議に住民や利用者の声が十分反映されきれてないということが、この陳情の一番の思いだと思いますので、そのところでは一定お応えになられたのかなというふうに思っております。

それで、例えば具体的な利用促進策が2などでも書かれておりますけれども、1日と15日と無料利用日をつくるということなんですが、先ほども陳情者の方からの御説明では、1日はさておきとして、15日については、年金支給日だから、こういった機会に高齢者の方に多く乗ってもらうチャンスをつくってはどうかという意味では、非常に具体的で、これはこれとして、そういうこともあるのかというふうに理解するんですが、ただいかにせん2カ月に1回、15日が年金支給日2カ月に1回ということですから、これで利用促進になるのかなというところでは、若干の疑問も残るわけです。いろいろな利用促進の仕方はあると思いますので、多分過去にもトライしたことあるんだと思うんですけど、イベントの折に無料送迎バスみたいなものを走らせて、ちょこバスがあるということを知るとか、いろいろやられていることもあると思いますので、そういったところを具体的に地域懇談会などでも提示していただきながら、今関田委員からお話があったような、どうしても避けられないような制約もあるということも、お互いに共有しながら、今後もこういった学習の機会をつくっていくというだけ確認をしていただくというのが、またどうなのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） 御意見ということで、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） ちよこバスの運行に関してですけれども、過去に運行の変更等があつて、改善されるであろうという予測のもとで進めてこられたと思うんですけども、しかしながら利用者は減少しているという現状があります。私も空白地域の芋窪地域の説明会、あと出前講座等にも参加をさせていただきましたけれども、私は先ほどから委員の方からも出ておりますけれども、やはり市民の意見の要望が反映できるということが、一番大切じゃないかなと思います。だからこそ、多くのマーケティング調査というものが、まだまだ必要なんではないかなというふうに思います。他自治体も成功例も多くあると思います。そういった意味では、より多くの市民の方が利用できるように、空白地域も含めて、発想の転換を図ることが大事じゃないかなと思います。

○委員長（佐竹康彦君） ほかにございますか。

○委員（森田真一君） 例えばこの今回の駅を結ぶルートなんかでも、市がアンケート調査やった中で、駅まで直接乗り入れるような路線もつくってほしいというような、結構そういうニーズが多かったと思うんですけども、そういったことに応えてやってみたら、思いのほか人が現状としては乗ってないとかというようなことがあつて、アンケートしたことと結果としてやったことがずれるというのは、まああるんだろうなというふうには思うんです。そういうことでいうと、調査というか、懇談も十分やりながら、2年に一遍、3年に一遍といったペースで見直しを常々図っていくということは、求められることだというふうに思います。

それから、特に今回の特別利用が少なくなったということの一つには、コースの問題もさることながら、利用料、乗車運賃の問題も大変大きく影響していると思いますので、従前の100円から180円ということで、往復すれば掛ける2ですからね、特に高齢者の方なんかは大変重く感じているし、前に乗っていたけど乗らなくなってしまったというような、お話も聞いておりますので、運賃との関係でも大きく見直しをしていくということが、例えばシルバーパスの適用ですとか、この間議会でも幾つか話題になりましたけれども、そういったようなことも含めて、検討されていくべきものだというふうに思います。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） やはり、地域懇談会というのは、非常に必要なことだと思います。私も勉強会、何度か参加させていただいておりますけれども、例えば私奈良橋の勉強会に出たときに、小平のコミュニティタクシーの話がされたというふうに記憶しているんですけども、実際に市民の方が聞きたい話は何なのかというところを、しっかりと把握した上で、勉強会を開催していただきたいなというふうに思います。

3年前に、やはり建設環境委員会の視察の中で、コミュニティバスの調査をしたことがあります。明石のほうに行ったわけですけれども、そこでは住民からの要望があると、直ちにルートの設定を検討すると。実際に走らせてみると。ただし、予定した経費回収率、一定の数字に達しなければ、すぐに廃止するというような、かなりドラスティックなやり方をとっていました。それが、当市に当てはまるかどうかというのはありますけれども、やはり時間をかけてやることも大切ですけども、一定足の速い動きというものも検討していただき

たいなというところがございます。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに自由討議はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。

この採決は起立により行います。

28第7号陳情 ちよこバス事業に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（佐竹康彦君） 起立なし。

よって、不採択と決します。

○委員長（佐竹康彦君） これをもって、平成28年第2回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午後 0時 4分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 佐 竹 康 彦